

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月25日現在

機関番号：37305

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530508

研究課題名（和文） 動員と近代日本に関する歴史社会学的研究～総力戦体制下の植民地動員を基準にして～

研究課題名（英文） The Research of Historical Sociology concerning the Mobilization of people and the modernization of Japan : based on the mobilization of colonial population under the Total War System

研究代表者

亙 明志（WATARI AKESHI）

長崎ウエスレヤン大学・現代社会学部・教授

研究者番号：60158681

研究成果の概要（和文）：本研究では、日本の近代化過程を、動員（労働動員および軍事動員）という観点から捉える。そうすることにより、近代化の負の価値を含む側面（戦争や植民地など）と近代化によって獲得された望ましい価値（経済発展や民主主義、人権など）とを、一貫した論理のもとに把握することを目的としている。そのため、本研究課題では、第二次世界大戦（アジア太平洋戦争）中の、植民地朝鮮から日本への労働動員に焦点を当てた調査研究を行った。その結果、戦時植民地動員は、単なる暴力的支配とは異なる、統治合理性に支配されていると考えた方がよいという結論を得た。

研究成果の概要（英文）：This research views the modernization process of Japan from the aspect of mobilized forces (both civic labor and military). It aims to find the coherence in the negative (war and colonization) and the positive (democracy, economic growth, and human rights) effects of Japan's development in the 20th century. The mobilization of the Korean nationals as labor forces under Japan's colonial rule during World War II (Asia-Pacific War) was specifically focused in this project. Then it has come to the conclusion that Japan should be considered to have mobilized Koreans not by means of pure violence and threat, but rather of some method of the governmental rationality.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学、社会学

キーワード：動員・近代化・アジア太平洋戦争・植民地・ナショナリズム・総力戦・統治性・戦後補償

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究に関連する国内・国外の研究動向

2004年、韓国では強制動員被害者を調査するため「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」が設置され、2005年より実質的な調査等の活動が開始された。また日韓政

府は2006年より「旧民間徴用者等の遺骨の調査と返還」の事業を行っている。研究者・市民レベルでは、2005年に「強制動員真相究明ネットワーク」が立ち上げられ、研究及び調査活動が行われている。

日本では、戦時動員労働に関して、主に

歴史学において70年代より研究業績の蓄積があり、近年では山田昭次ら共著『朝鮮人戦時労働動員』（岩波書店、2005年8月）が出版され、その概要が示された。しかし、その内実は必ずしも十分に明らかにされておらず、社会学的研究はほとんど見られなかった。

これまで、強制労働に従事して犠牲になった朝鮮人の遺骨は、日本の山野や寺院に多く残っていると考えられてきた。しかし、実際に調査してみると、たとえば福岡県筑豊地区の寺院等で強制労働犠牲者の遺骨と確認できたものはごくわずかであった。また、企業資料等の研究から、死亡者の遺骨の多くは原則として企業関係者の手によって遺族のもとに返還されたと見られることも明らかになってきた。しかし、戦時強制動員は、現在でも犠牲者の遺族に大きな爪あとを残していることも事実である。これら遺族の戦後の生活史や生存者への聞き取りを通して、強制労働の実態を把握するとともに、生存当事者や遺族が抱えている強制動員の記憶を発掘することが求められていた。

(2) これまでの研究成果とその継続

2005年度～2007年度科学研究費補助金基盤研究(C)(一般)採択研究課題「離島における記憶の伝承と日韓海上交流史—壱岐朝鮮人海難事故をめぐって—」において、壱岐の遭難事故と強制動員被害者の遺骨問題との接点を探った。終戦直後、朝鮮への帰還船が壱岐において遭難した事件をめぐって、遺骨の行方や島民の意識を探ることにより、動員(自由渡航も含む)とその記憶を考察した。この調査の過程で、壱岐遭難船の遺骨の一部が厚生省を介して埼玉県金乗院に安置されていることがわかった。壱岐の遺骨も各地に残っている朝鮮人の遺骨の中に位置づける必要があった。

以上の研究経過を踏まえ、より広い文脈の中で、朝鮮人戦時強制動員犠牲者の遺骨問題と戦時動員をとらえ、もって日本の近代化過程における動員モデルの構築を試みるという着想を得るに至った。

2. 研究の目的

(1) 研究の全体構想と目的

本研究は、日本の近代化過程を、動員(労働動員及び軍事動員)という観点から捉え

なおし、戦争や国民国家、植民地など近代化の負の側面と、経済発展やデモクラシー、人権といった近代化によって獲得されたとされる望ましい価値とを、一貫した論理のもとに把握するという全体構想のもとに位置づけられる。

そのため、本研究では、第二次世界大戦(アジア太平洋戦争)中の、植民地朝鮮から日本への労働動員に焦点を当て、日本において犠牲となった朝鮮人の遺骨をめぐる諸問題を、歴史社会学的方法及び聞き取り調査によって総合的に把握することを目指した。

本研究は、日韓政府間および市民運動において一つの課題となっている強制動員犠牲者の遺骨問題をめぐる実証的研究を通して、戦時強制動員の客観的実態を明らかにし、これを日韓の研究者・市民の間で共有することが目的である。

(2) 本研究の学術的特色

近代化とは「人が移動すること」「人間を動員すること」を駆動力として展開した現象だったと考えることができる(畠山弘文『近代・戦争・国家 動員史観序説』文眞堂)。日本においても明治維新以降、「文明開化」「富国強兵」「殖産興業」等の表向きの近代化が掲げられながらも、その根底には人間をいかに動員するかという力が作用していたのであり、それは戦時動員体制において極限にまで達したようにみえる。そして、山之内靖ほか『総力戦と現代化』(柏書房)によると、戦後も銃後の戦時動員体制は、いわば資本主義的動員体制として継続しているのである。ただ、この総力戦総動員体制論では、植民地からの強制動員をどのように位置づけるかという問題意識は鮮明ではない。むしろ、植民地における戦時強制動員体制こそもっとも純粋な動員システムだと考えることもできる。そうだとすると、朝鮮人労働動員は単なる力による支配と動員なのではないし、また中国人や連合軍捕虜の労務動員ともシステム論的意味がまったく異なることになる。

こうして、本研究によって明らかになってくるのは、日本の近代化・現代化における動員のメカニズムを解明するための経験的準拠点である。

3. 研究の方法

(1) 主たる研究項目と方法

- ①戦時労働動員を、朝鮮人労働者を中心に、歴史社会的に把握する。
- ②福岡県筑豊地区、大牟田地区および北海道の強制労働現場を中心に遺骨に関する現地調査を行う。
- ③行政資料、企業資料を収集する。
- ④韓国において生存者、遺族に対する聞き取りおよび資料収集を行う。
- ⑤韓国の研究者と調査資料・研究成果等を情報交換する。

上記研究項目のうち、市民団体と連携して進めていた②の遺骨に関する現地調査については、新たな遺骨の発見はほとんどなかったものの、韓国政府機関の「強制動員真相糾明委員会」による「壱岐・対馬地域海難事故」の遺骨問題に関する報告書が出されたことにより、一区切りついたと言える。また、韓国での生存者聞き取り調査を実施し、企業資料や行政資料との照合を行うことができた。そこで、以下生存者聞き取り調査の具体的方法について述べる。

(2) 生存者聞き取り調査の方法

企業資料を利用した朝鮮人強制連行・強制労働研究は、直接被連行者に関わることでなくても、連行時の年齢、職業、家族構成、生活状況等にはじまり、連行決定状況、連行・輸送方法、労働現場到着後の就業前訓練、賃金等労働条件、労働状況、労務管理状況、労働災害、治療、補償、貯金、家族送金、寮生活、食事、逃亡・賃上げ等闘争、契約期間満了後処遇、日本敗戦による帰国等々60項目以上に渡る。

これらの項目に関して質問者が、証言者に聞いてゆくと、証言者の証言内容によっては、質問項目があちこちに交錯し、重要な質問が脱落したり、系統的証言が得られなくなる危険性があった。そのため、これまで企業資料の研究を進めている近現代史研究者の守屋があらかじめ連行時の年齢、職業、家族構成、生活条件にはじまり、日本敗戦帰国に至るまでの時系列的質問項目を設定し、一問一答形式の聞き取り調査を行う準備をした。設定した質問項目数は、261問である。

聞き取り対象者は5名であったが、すべての対象者に、全質問を行うことはできな

かった。各証言者に関係のないところは、飛ばして先へ進む形式で行った。それでも、1名につき2時間から3時間を要した。

4. 研究成果

(1) 生存者聞き取り調査および行政資料・企業資料の分析から得られた成果

朝鮮人強制連行・強制労働は、1939年7月4日閣議決定閣甲第151号「昭和十四年度労務動員実施計画綱領ニ関スル件」で85,000人を日本へ連行することにより始まる。この閣議決定を受けて、朝鮮人強制連行・強制労働は、同月厚生省発職第六〇号厚生・内務両次官の各地方長官宛「朝鮮人労務者内地移住ニ関スル件依命通牒」で実行に移された。これには、明確に「毎年度労務動員計画ニ示サルル数ヲ限度」として「朝鮮人労働者ヲ募集」「国家ノ必要トスル諸産業ニ従事」させるとして、朝鮮人労働者が従事すべき産業・事業が最初から決まっていた、自由に選択することはできなかった。

この態勢の中では、朝鮮人労働者は、各企業・事業場の提示した労働条件に、自己の意志で「応募」するのではなく、実質は日本政府・総督府の決定した具体的条件にただ従うだけである。それゆえ、朝鮮人強制連行・強制労働は、本来の募集応募形式の労働契約市場ではあり得ない方法で行われた。呼称は、「募集」であるが、実質強制連行以外の何ものでもなかったことが聞き取りから明らかにされた。

以後毎年度閣議決定された「労務動員(国民動員)実施計画綱領」に示された人数の朝鮮人動員は、実行されたが、企業側からはより効率的な動員方式が求められた。そのため、政府は、1942年2月閣議決定「朝鮮人労務者活用ニ関スル方策」により朝鮮人連行方法を強化した。企業は被連行朝鮮人1人当11円を朝鮮労務協会に納入し(後に16円)、動員は朝鮮郡邑面の官憲が行い、企業の引率者が、郡集結地で受け取り、連行してくる、いわゆる「官斡旋」方式に切り替えた。しかし、朝鮮人動員は、一向に企業の思う通りの改善がなされない。政府にとっても、あらゆる産業での労働者不足の解決は、行き詰まり状況となり、1944年8月閣議決定「半島労務者ノ移入ニ関スル件(朝鮮人労務者内地送出方法ノ強化ニ関スル件)」で、9月1日以降企業に被連行朝鮮人1人当100円を朝鮮労務協会に納入さ

せた費用で、総督府道府郡島邑面官憲により釜山・麗水まで動員させ、企業引率者が連れに来る、「徴用」による日本国内連行を開始した。この方法は、朝鮮民衆の抵抗を一層強化させ、朝鮮内・日本国内連行途中および労働現場到着後の逃亡者続出や紛争議を激化させ、日本敗戦を迎えることになった。

上記閣議決定、厚生・内務をはじめとする各省通牒・規則だけでなく、賃金統制令等国家総動員法による法規、職業紹介法・鉱業警察規則等朝鮮人強制連行開始以前に制定された各種法規が、連行された朝鮮人労働者に覆い被さっていた。そのため、既往朝鮮人も含めて、政府、鉱山監督局・職業紹介所(国民職業指導所・国民勤労働員署)等政府出先機関、都道府県、警察・憲兵、市町村、各統制団体、協和会、在郷軍人会・青年団・消防団・隣組等民間団体等の監視・統制下に置かれていた。逃亡しても、犯罪者として指名手配され、日本全国、朝鮮半島、中国東北部・華北に至るまで、日本警察権のおよぶ範囲では、実質安全な居場所はなかった。

上記の点に関しては、5名の証言により様々な形で実証されている。

他方、紛争議、逃亡等朝鮮人労働者の抵抗をなんとか抑えるべく、各種の保護策も取った。「アメの策」である。「募集形式」段階では、健康保険法、鉱夫労役(後就業)扶助規則、労働者災害扶助法等適用、1940年以降一貫として行われる契約延長者への定着奨励金支給であったが、「官斡旋形式」終わり頃から「徴用」段階になって徴用扶助規則、1944年8月閣議決定国民動員計画実行のため日本国内は国民徴用援護会を、朝鮮内は朝鮮労務協会を改組して国民勤労働員援護会を設立し、被動員者本人だけでなく、残留・遺家族も含めて各種の援護を実行する態勢を整えた。また、炭砒労働者には、石炭統制会と日本政府から特別援護も行われることになった。しかし、その効果が、全面的に発揮される前に日本敗戦を迎えることになった。

日本敗戦後、日本政府も企業も即座に帰国等の方針、対策を示しも、立てもしなかったため、強制連行・労働させられた人々は、先を争って帰国した。その際、多数の方々が発金等の精算も、各種貯金・国債支払も、各種援護金・扶助料・帰国旅費等支給もされず、現在に至っている。日本敗戦

を待たずに、様々な理由で強制連行現場から逃亡された方々もまた同様である。また、旅費のみを支給され、何らの補償もされず帰国させられた数万人の病氣送還者、僅かな補償金支給で帰国させられた身体障害者になられた数千人とも、数万人とも考えられる人々に対しての補償もされていない。さらに1945年3月日本政府は、空襲罹災者援護、遺骨家族届を約束したが、空爆、艦砲射撃、広島・長崎原子爆弾罹災で死亡・負傷した方々に対する補償、遺骨届の問題も解決していない。さらに、日本帝国主義の敗北を期待し、祖国独立に希望を持ちながら闘争に立ち上がり、警察の拷問を伴う厳しい取り調べを受け、治安維持法をはじめとする法律によって刑務所に入れられ、不当な刑期を務めさせられ、非業の死を遂げられた方々にも何らの補償がなされていない。

今回の聞き取り対象者のうち3名の方は、日本敗戦前に帰国されているので、賃金等の精算がなされている。また、残りの2名の方も、一応精算され、いくばくかの補償を得て帰国されている。しかし、帰国に際し、帰国後の生活を安定的に送れるような金銭的、物質的基盤を形造ることもできず、連行された時とほぼ同じ、着の身着のまま状態での帰国であり、実質働き損であった。他の約72万人の方々も同じであり、連行前以上に、日本敗戦後の生活を過酷な状態で送られた方および家族・遺家族の方々がおられることを忘れてはならない。

(2) 統治性と総力戦体制下の植民地動員

戦時朝鮮人強制動員は、総力戦・国家総動員体制下にあつて、朝鮮民衆の抵抗や朝鮮総督府内の事情から段階を追って実施されたものの、基本的には国内法規を適用する形で動員された。しかし、日本人の勤労働員と比較するとはるかに強制性において徹底していた。

これに対し、中国人の強制連行は法的保護の埒外にあつた。敵性国人として過酷な強制労働に従事させられたが、日中戦争が宣戦布告なき戦争として始められたことから、国際法をも無視した取り扱いが行われた。この点がやはり過酷な強制労働に従事させられたといっても、捕虜の取り扱いに関する国際法がある程度考慮されていた欧米系の連合軍捕虜の強制労働と區別される。

以上のように、国家総動員体制下における動員であっても、被動員対象によって統治性の度合いにさまざまな違いが見られる。

アジア太平洋戦争における日本の戦争遂行は、一方で国民国家としての総力戦であったとともに、植民地統治を含む帝国の膨張（侵略）として、二重性をもって遂行された。そのため、植民地朝鮮は、創氏改名や皇民化政策を通して、国民国家の一員であることを強制されるとともに、植民地統治の一環としてより徹底した強制的な動員体制の下に置かれたのである。したがって、戦時期の国家的な強制動員の中でも朝鮮人に対する強制動員は日本のアジア太平洋戦争遂行と総力戦体制を考える上で戦略的にきわめて重要な位置にある。また、日本の近代化過程を検証するためにも、植民地朝鮮からの動員が総力戦体制下の統治性の枠組みの中でどのように位置づけられるかを明らかにすることが必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計5件）

- ① 亘 明志、戦時朝鮮人強制動員と統治合理性、長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所紀要、査読無、10 巻 1 号、2012、pp. 61-68
- ② 亘 明志、壱岐芦辺湾朝鮮人海難事故をめぐる新たな展開と課題、長崎ウエスレヤン大学地域総合研究所紀要、査読無、9 巻 1 号、2011、pp. 31-36
- ③ 亘 明志、人権と解放のパラドックス：ハイチ革命を通して、長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要、査読無、8 巻 1 号、2010、pp. 35-42
- ④ 亘 明志、近代と剥き出しの生—ハイチ革命と人権宣言をめぐる一、理論と動態（社会理論・動態研究所）、査読有、第 2 号、2009、pp. 94-107
- ⑤ 亘 明志、ナショナリズムと近代化への問い：比較社会学の視点から、長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要、査読無、7 巻 1 号、2009、pp. 47-54

〔学会発表〕（計1件）

- ① 亘 明志、戦時朝鮮人強制動員と統治合理性批判、戦争社会学研究会報告、筑波大学東京キャンパス、2012

〔その他〕

- ① 守屋 敬彦、亘 明志、川瀬 俊治、小林 久公、河 承賢、呉 明熙、強制動員真相究明ネットワーク（発行）、朝鮮人強制労働動員実態調査報告書、2012、76

6. 研究組織

(1) 研究代表者

亘 明志 (WATARI AKESHI)
長崎ウエスレヤン大学・現代社会学部・教授
研究者番号：60158681

(2) 主たる研究協力者

福留 範昭 (FUKUDOME NORIAKI)
強制動員真相究明ネットワーク事務局長
(2009 年・2010 年)

守屋 敬彦 (MORIYA TAKAHIKO)
元佐世保工業高等専門学校・教授

小林 久公 (KOBAYASHI HISATOMO)
強制動員真相究明ネットワーク事務局長
(2010 年・2011 年)

川瀬 俊治 (KAWASE SHUNJI)
強制動員真相究明ネットワーク会員

河 承賢 (HA SEUNG-HYUN)
強制動員真相究明委員会（韓国）

呉 明熙 (OH MYOUNG-HEE)
北海道大学・大学院文化研究科
博士後期課程大学院生

大山 智徳 (OYAMA TOMONORI)
九州大学・大学院比較社会文化学府
博士後期課程大学院生